

平成 29 年度 第 5 回 SD 研修会報告

内 容	新制度「地方創生経済支援奨学生制度（特待生制度）」について
日 時	平成 29 年 10 月 17 日（火） 9:40～10:10
場 所	1・201 教室
進 行	河野豪 局長 、入試広報 矢野健二部長 説明
出席者	1 2 人参加
議 事 内 容	
<p>推薦入試申込受付に向けての研修</p> <p>地方創生経済支援奨学生制度（特待生制度）について、別添（案内チラシ、制度規定、出願フローチャート、出願書類、学生募集要項）の資料をもとに説明があった。</p> <p>1. 入学時 特待生の種類と特徴</p> <p style="margin-left: 20px;">I 特待生制度（2 年間）成績上位者特待 前期日程（一般、センター利用）のみ対象。 I 種全額免除は、入学者でなく受験生の 1 位と 2 位とする。（4名） II 種半額免除は、得点率 75%以上の成績上位者とする。（4名）</p> <p style="margin-left: 20px;">II 資格特待制度（1 年間） 出願時に取得済みであること。（入学時ではない） 定員の 10%程で 15 人ほど。 英検・TOEIC 以外は募集要項 P.41 の別表で確認すること。</p> <p style="margin-left: 20px;">III 推薦入試特待生（入学時） I 種：普通科・理数科系で評定平均 4.3 以上 II 種：専門学科で評定平均 4.5 以上</p> <p style="margin-left: 20px;">IV 留学生入学金減免 外国人留学生全員が対象で入学金半額減免 V 兄弟姉妹等入学金減免 姉妹校出身者も含めて全員入学金半額減免 ※重複については、制度規定の第 11 条で V だけ可能で、他は高い金額を選択する。</p> <p>2. 入学後 特待生制度</p> <p>家計急変支援については、最新の所得証明が必要（源泉徴収は不可）であり、扶養関係の記載がない場合は、住民票も必要となる。</p>	